

令和8年（フ）第1049号

京都市上京区丸太町通智恵光院西入西院町746番地49 光陽ハイツすずらん305号室
債務者 平賀 真美

- 1 決定年月日時 令和8年10月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月8日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第1072号

京都市北区小山中溝町30番地1 京都三浦屋ビル201号室
債務者 八田真由美

- 1 決定年月日時 令和8年10月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月8日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第119号

栃木県佐野市犬伏新町2109番地 サンエムコーポ1ー202
債務者 ヴィジュアルアソシエイツ、高橋ゴウ
こと 高橋 剛

- 1 決定年月日時 令和8年10月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和8年（フ）第119号

青森県弘前市大字十腰内字野中204番地
債務者 工藤さゆり

- 1 決定年月日時 令和8年10月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和8年（フ）第243号

青森市古館1丁目9番35号 レジデンスビューティーE202
債務者 後藤 由美

- 1 決定年月日時 令和8年10月5日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第265号

青森市久須志3丁目16番10号 鳴瀧荘ほ号
債務者 山口 真二

- 1 決定年月日時 令和8年10月5日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第269号

青森市中央1丁目27番3号
債務者 石垣あき子

- 1 決定年月日時 令和8年10月5日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第129号

栃木県小山市大字南小林142番地3
債務者 秋本 正司

- 1 決定年月日時 令和8年10月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和8年（フ）第487号

神奈川県中郡大磯町大磯1708番地9
債務者 松岡 一郎

- 1 決定年月日時 令和8年10月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第965号

広島市南区東雲2丁目15番13ー404号
債務者 桑原 義信

- 1 決定年月日時 令和8年10月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月16日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第2160号

横浜市港北区新横浜1丁目25番地6 グランスイート新横浜1ー304
債務者 幸野 亜耶

- 1 決定年月日時 令和8年10月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第109号

山口県防府市古祖原21番1ー201号 市住51棟1042号、前住所山口県防府市大字田島1461番地の11 市住42棟752号
債務者 佐伯 清子

- 1 決定年月日時 令和8年10月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和9年1月8日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第111号

山口市秋徳西1744番地、前住所神奈川県横須賀市汐入町5丁目67番地 センチュリーハイツ102
債務者 岡 夏美

- 1 決定年月日時 令和8年10月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和9年1月8日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第120号

山口市矢原743番地2 矢原市営アパートA棟113号
債務者 児玉 達秀

- 1 決定年月日時 令和8年10月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和9年1月8日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

令和7年（フ）第701号

福岡市東区若宮四丁目1番16号
破産者 アッサンプラージュ株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1134号

福岡市博多区博多駅東三丁目1番29号
破産者 株式会社九州コア

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部